

災害に伴う府税の減免等について

京都府中丹広域振興局

大雨等により被災された府民の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。
さて、災害で被害を受けられた方には、その被害の状況等に応じて、次のような税の減免、納税の猶予等の制度を設けています。

◎ 納付・申告等の期限延長

府税の納付（納入）や府税に関する申告などを、災害によりその期限までにできない場合、申請いただくことで期限が延長されます。延長の期間は、災害のやんだ日から2か月以内となります。

◎ 自動車関係税の減免等

（自動車税管理事務所 電話：075-672-6155）

1 自動車税の減免等

（1）被災した自動車を廃車する場合

自動車税は、自動車を廃車（＝抹消登録）すれば、翌月分以降の税額が月割りで減額されます。災害により使用できなくなった自動車については、早めに運輸支局で廃車手続きを行ってください。

なお、自動車の所在不明などの事情により廃車ができない場合でも、減額の対象となる場合があります。

（2）被災した自動車を修理して使用する場合

災害により自動車のエンジン等に被害を受け、修理しなければ使用できなくなった場合、申請いただくことで自動車税を減免する制度があります。

なお、被災日から修理が完了した日までの期間が16日未満の場合は対象になりません。

申請期限 修理が完了した日から2か月以内

2 自動車取得税の減免

災害により滅失又は損壊した自動車（被災自動車）に代わる自動車（代替自動車）を、災害のあった日から6か月以内に取得したと認められる場合で一定の要件を満たせば、申請いただくことで、代替自動車の自動車取得税を減免する制度があります。減免を受けられる金額は、被災自動車の被災前日時点の価額に応じて決まります。詳しくは自動車税管理事務所（電話 075-672-6155）までお問い合わせください。

申請期限 代替自動車の登録時（災害のあった日から6か月以内）

※ 災害を受けてから既に代替の自動車を取得され自動車取得税を納付されている場合でも、減免の要件に該当すれば、申請により還付されます。

◎ 納税証明書の手数料免除

平成30年7月豪雨災害で被災したために納税証明など府税に関する証明書が必要となった方は、手数料が免除されます。（平成31年3月31日申請分まで）

◎ 個人事業税の減免

1 事業用資産について被害を受けた場合

災害により、事業用資産に一定以上の損害を受けた場合、申請いただくことで、個人事業税を減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被害の程度などにより異なります。

2 被災による傷病のため事業を休止した場合

被災による傷病のため病院に入院し事業を休止した場合、申請いただくことで、個人事業税を減免する制度があります。減免を受けられる割合は、事業を休止した期間により異なります。事業主の扶養親族が入院した場合や、事業主が自宅で療養した場合でも減免の対象となる場合があります。

◎ 不動産取得税の減免

1 取得から3か月以内の不動産が滅失・損壊した場合

災害により、取得から3か月以内の不動産が滅失又は損壊した場合、申請いただくことで、不動産取得税を減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被災の程度により異なります。

2 代替不動産を取得した場合

災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして、災害のあった日から3年以内に不動産（代替不動産）を取得したと認められる場合、申請いただくことで、不動産取得税を減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被災の程度により異なります。

◎ 個人の府民税の減免

個人の府民税は、市町村がその住民税とあわせて事務を行っています。減免等の取扱については、お住まいの市町村の窓口までお問い合わせください。

◎ 納税の猶予

災害により、一時に納税ができない場合、申請いただくことで一定期間（最長1年以内）納税を猶予する制度があります。

要件や手続など、詳しくはお問い合わせください。

●舞鶴市 ----- 京都府中丹広域振興局 税務室
〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地
☎0773-62-2502

●福知山市・綾部市 ----- 京都府中丹広域振興局 中丹西府税出張所
〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91 番地
☎0773-22-3904

〔※ お問い合わせ等は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間にお願
いします。（ただし、祝日等の府の休日を除く。）〕